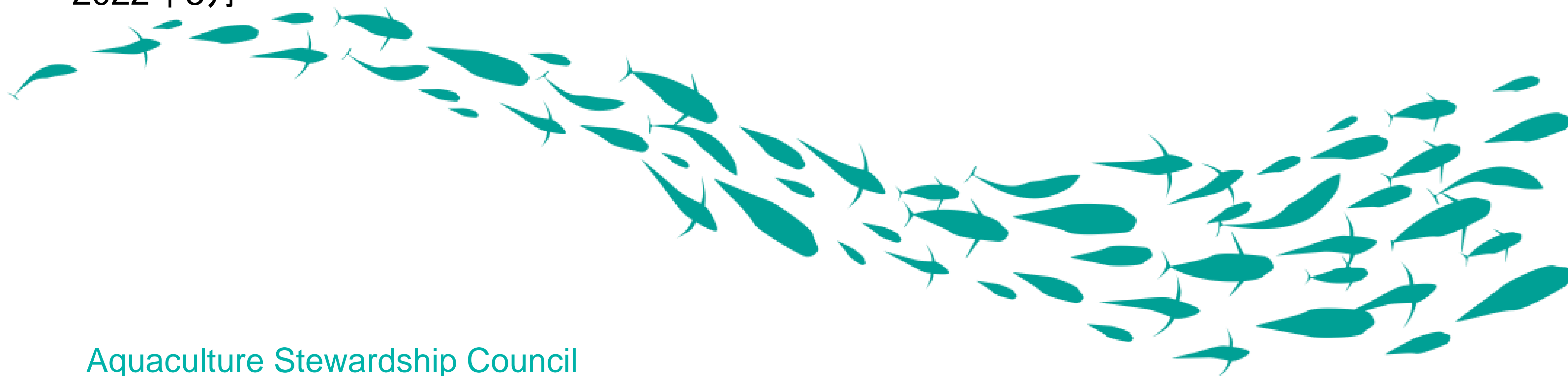


ASC養殖場基準 パブリックコンサルテーション (第5回)



2022年3月



Aquaculture Stewardship Council
www.asc-aqua.org

原則 1

UOCは合法的に事業を営み、効果的な事業管理を適用する



具体的には？

この原則は、認証を取得した養殖場が、認証書の有効期間内において、合法的かつ倫理的な事業を適切に管理し、ASCの要求事項に準拠することを求めています。

	判定基準	問い合わせ先
1.1	法令遵守	Clare Stevens – Clare.Stevens@asc-aqua.org
1.2	管理システム	
1.3	企業倫理	
1.4	トレーサビリティと透明性のある情報開示	Wendy Banta – Wendy.Banta@asc-aqua.org

原則 1

判定基準1.1: 法令遵守



論理的根拠

- 国内法の遵守は、社会的、環境的に責任のある水産養殖業、そして適切に管理された持続可能なビジネスの基礎となるものです。ASCの認証を取得したすべての養殖場は、国内法および地方条例を遵守することが求められます。ASCの要求事項が法律より優れた保護を提供する場合、ASCの要求事項が適用されます。

意図

- 養殖場は適用される法と条例を遵守し、必要なすべての法的ライセンスと許可を所有しています。

原則 1

判定基準1.1:法令遵守



主要な変更点

- 原則 2(判定基準 2.1)と原則 3(判定基準 3.1)の環境法および労働法は、この判定基準に移行されました。

主要な留意事項

- ASCの認証に潜在的に適用可能な法律と条令をすべて記載することは必要か。それとも、「適用される全ての環境関連及び労働関連の法律と条令」とだけ記せば十分か。

原則 1

判定基準1.2: 管理システム



根拠

- ・ 管理システムを導入することで、ASCの養殖場基準への遵守についての、計画、実行、モニタリングが可能になります。管理体制には、方針、手順、およびプロセスが含まれます。

意図

養殖場はASCの要求事項を継続的に実施、検証、および実証するための管理体制を有している。

主要な変更点

- ・ なし

原則 1

判定基準 1.3:企業倫理



根拠

- 汚職、贈収賄、虚偽表示、および改ざんは信頼を損い、民主主義を弱め、不平等、貧困、社会的格差、環境危機を悪化させます。
- 非倫理的な事業活動は、従業員にも影響を与え、士気を低下させ、職場における信頼と説明責任の欠如を生み出す可能性があります。

意図

- 養殖場は倫理的な運営環境と事業環境を確保しなければなりません。

原則 1

判定基準 1.3 : 企業倫理



主要な変更点

- ・ 汚職、贈収賄および虚偽表示に関する判定基準 1.3 を追加しました (SSCIIに合致)。

主要な留意事項

- ・ この判定基準では、養殖場における、汚職、恐喝、着服、あるいは贈収賄等の行為を防ぎ、記録が改ざん、操作されることなく、虚偽の情報がないことを確保することを要求します。これは中小企業(SMEs)にとっては困難なものとなるでしょうか。
- ・ この判定基準の指標は、もし仮に1つでも遵守されていないことが判明した場合、養殖場が直ちに一時停止となる重大な指標とするべきでしょうか。

原則 1

判定基準 1.4: トレーサビリティと透明性のある情報開示



根拠

- ・ トレーサビリティは、持続可能性の主張に関する情報を最終消費者にまで伝達することを可能にします。ASC認証取得製品の情報が正確に開示され、ASC認証を取得していない製品と区別されることを保証するためにも、トレーサビリティシステムとCoCの確保は重要です。

意図

- ・ 養殖場は、ASC認証として販売される製品の適合性、正しい開示、トレーサビリティを保証します。

原則 1

判定基準 1.4 :トレーサビリティと透明性のある情報開示



主要な変更点

- ・ 判定基準1.4 で提案されている追加事項は、ASC養殖場でのトレーサビリティを明確に組み込んでおり、各生産工程における認証をサポートするものです。これには、ASC認証を取得した飼料工場で生産されたASCの基準を遵守した飼料を使う事も含まれます。

主要な留意事項

- ・ 飼料基準では、工場における分離生産システムモデルの使用を推奨しています（飼料は適格原料のみを含みます）。現時点では、工場はマスバランス生産モデルを使用することも可能です（非適格原料一部使用することができます）。ASCの基準を満たした分離飼料が与えられた製品なのか、それともASC準拠マスバランス飼料を与えられた製品なのかを区別できるようにすべきでしょうか。

原則 2

UOC は環境に対して責任のある方法で事業を営む



具体的には？

水産養殖は、他の食料生産システムと同様に、インプットとアウトプットのバランスを生態系の働きに依存しています。適切に管理されず、過剰に利用された場合、環境許容量を超え、環境に悪影響を与える可能性があります。

	判定基準	問い合わせ先
2.2	生態学的に重要な生息地	Jill Swasey – Jill.Swasey@asc-aqua.org
2.3	UoCは野生動物との関わりを最小限に抑える	
2.4	UoCは新しい外来種の養殖を避ける	Renee Hamel – Renee.Hamel@asc-aqua.org
2.5	エスケープ(脱走)	Michiel Fransen – Michiel.Fransen@asc-aqua.org
2.6	底生生物への影響	Javier Unibazo – Javier.Unibazo@asc-aqua.org
2.7	水質	

原則 2

判定基準



	判定基準	問い合わせ先
2.8	塩化	Renee Hamel - Renee.Hamel@asc-aqua.org
2.9	バイオソリッド	Kathrin Steinberg – Kathrin.Steinberg@asc-aqua.org
2.10	淡水の使用	Katherine Dolmage – Katherine.Dolmage@asc-aqua.org
2.11	エネルギーの使用と温室効果ガス排出量	Robert Parker – Robert.Parker@asc-aqua.org
2.12	材料の使用、廃棄物及び汚染の管理	Javier Unibazo – Javier.Unibazo@asc-aqua.org
2.13	飼料	Alexandra Warrington – Alexandra.Warrington@asc-aqua.org
2.14	魚の健康と福祉	Javier Unibazo - Javier.Unibazo@asc-aqua.org
2.15	寄生虫コントロール	
2.16	抗生物質及びその他の動物用治療薬	Michiel Fransen - Michiel.Fransen@asc-aqua.org
2.17	孵化場及び中間サイト	Katherine Dolmage - Katherine.Dolmage@asc-aqua.org
2.18	エリアベース管理	Michiel Fransen - Michiel.Fransen@asc-aqua.org

原則 2

判定基準 2.2 : 生態学的に重要な生息地



根拠

- 生態学的緩衝地帯は、重要な生態系機能を果たしています。例) 移動や餌場
- 水産養殖は脆弱な生息地の近くに位置していることが多いため、これらの機能に影響を及ぼす可能性がある。

意図

- 緩衝地帯の生態系サービスの維持のため、サイト特有の影響を最小限にとどめる。

原則 2

判定基準 2.2 : 生態学的に重要な生息地



主要な変更点

- 一つのグローバルな測定基準の代わりに、サイト特有の最小限の緩衝地帯の幅を設定しました。
- 生息地に関連して、リスク管理フレームワークの適用の幅を拡大しました。
- 保全価値の高い(HCV)地域の設置に関するガイダンス及び保護区内での設置に関するIUCNのガイダンスに合致させました。

主要な留意事項

- 緩衝地帯は、一般的な測定基準ではなく、保護されるべき生態系の機能に基づくべきである。
- 保全価値の高い地域およびIUCNのガイダンスを順守することはアプローチとインパクトの一貫性を最適化するために極めて重要である。

原則 2

判定基準 2.3: UoCは野生動物との関わりを最小限に抑える



根拠

- 養殖魚を保護するために野生生物を抑止しなければならぬことがよくありますが、それが野生生物に悪影響を及ぼすことがあります。
- 水産養殖事業もまた、繁殖や飼養の目的のために、野生個体群に依存することもあります。

意図

- 野生生物の誘引を最小限にし、野生生物への悪影響のリスクを低くします。

原則 2

判定基準 2.3: UoCは野生動物との関わりを最小限に抑える



主要な変更点

- 福祉、人間の安全、法的な理由で不可能な場合を除き、野生動物の死亡件数をゼロ(0)にすること。
- 条件付きで音響的抑止装置の使用(リスクに応じた回避技術の使用)は認められます。
- 絶滅危惧種や保護対象種を生産や飼養目的で使用しない。
- 養殖場周辺の野生生物評価を拡大し、緩和策を実施します。

主要な留意事項

- 野生生物が網にからむ(例えば、鳥類)などの事故死は回避が難しい。鳥の死亡件数の制限を0以上にすることは必要か。

原則 2

判定基準 2.4 : UoCは新しい外来種の養殖を避ける



根拠

- 水産養殖業は外来種の養殖に大きく依存しています。
- 脱走した外来種は、野生生物の生息地に影響を及ぼし、交配や病原体を広げる可能性があります。

意図

- その地域で新たに定着する可能性のある外来種を養殖していないこと。

原則 2

判定基準 2.4 : UoCは新しい外来種の養殖を避ける



主要な変更点

- ASCの現行種は引き続き許可されます。
- 新しい外来種は、定義された4つの条件のいずれかに当てはまる場合に許可されます。
- 脱走した魚のリスク判定と緩和措置の適用。

主要な留意事項

- 完全閉鎖型(RAS)システムは脱走不可能とされています。

原則 2

判定基準 2.5 : エスケープ (脱走)



根拠

- エスケープ(脱走)は環境リスクと経済的損失をもたらしますが、多くの場合はこれを防ぐことができます。
- 利害関係者は、ストック計量及び軽量による逃亡数の制限に価値を見出しますが、計数精度の限界は理解しています。

意図

- エスケープを最小限に抑える。

原則 2

判定基準 2.5 : エスケープ (脱走)



主要な変更点

- 魚の生け簀外での養殖の場合、大規模なエスケープ事故や、慢性的漏出を起こしてはなりません。
- 魚の生け簀養殖の場合、9年で1つの大規模なエスケープ事故、または最大1回の慢性的な漏出を伴う生産サイクル。
- すべての魚の養殖: 未計上の養殖物が9年間で最大1%となるように減少させる。

主要な留意事項

- どのシステムであっても、遺伝子導入動物の養殖は引き続き禁止されます。
- 制限の実現可能性については、コンサルテーション及びパイロット版のフィードバックに従います。

原則 2

判定基準 2.6 : 底生生物への影響



根拠

- 底生生物の堆積物が、環境収容力を超えると、受け入れ環境の生態系に影響を与える可能性があります。
- 同様の影響は様々な条件によって起こります(水深、海流、海底のタイプなど)。

意図

- 底生生物の影響が環境収容力を超えるリスクを最小化します。

原則 2

判定基準 2.6 : 底生生物への影響



主要な変更点

- 3段階のサンプリングアプローチにより、底生生物への影響についての認識を向上させながら、遵守の負担を軽減します。
- Tier 3のサンプリングとテスト体制は、Tier 1とTier 2を満たさない場合にのみ必要となります。
- 遊離硫化物に関するテストの改訂; 従来のイオン選択電極法 (ISE法) から紫外線分光法 (S²⁻_{UV}) に変更しました。

主要な留意事項

- 魚種を問わず、海面生け簀養殖に適用されます。
- 淡水域の底生生物の影響に関する要求事項は現在策定中です。

原則 2

判定基準 2.7 : 水質



根拠

- 栄養分の排出が環境収容力を超えると、受け入れ環境の生態系に影響を与える可能性があります;富栄養化。
- 同様の影響は様々な条件によって起こります(例えば、栄養の量、吸収率など)。

意図

- 栄養分の排出が環境収容力を超えるリスクを最小化すること。

原則 2

判定基準 2.7 : 水質



主要な変更点

- 湖沼や貯水池における開放型生産システムの概念の提案。
- 立地、影響のモニタリング、及びインプットーアウトプット管理に基づくサイト別の制限に移行していきます。

主要な留意事項

- 陸上のシステムの水質への影響については策定中。

原則 2

判定基準 2.8 : 塩化



根拠

- 土壌や淡水の塩害は、食糧安全保障に直接影響を及ぼす世界的な問題です。
- 水産養殖は、浸透、排出、または侵入によって塩化の原因となる可能性があります。

意図

- ASC認証養殖場は塩化を起こさないようにします。

原則 2

判定基準 2.8 : 塩化



主要な変更点

- 排出水の塩分濃度は、自然変動の範囲内でなければならない。
- 土壌の浸透性が高い地域は、非プラスチック製のライナーを使用する必要があります。
- 陸地に廃水を排出しません。

主要な留意事項

- プラスチック製のライナーは、プラスチックの使用と廃棄の問題から好ましくありません。

原則 2

判定基準 2.9 : バイオソリッド



根拠

- バイオソリッドの廃棄は、環境に悪影響を及ぼす可能性があるだけでなく、資源の利用を最小限に抑えることとなります。
- バイオソリッドは、適切に取り扱えば、肥料や他の用途(例えば、バイオガス)に再利用することができます。

意図

- ASCの養殖場は、バイオソリッドの再利用を最適化し、責任ある方法でのみ廃棄します。

原則 2

判定基準 2.9 : バイオソリッド



主要な変更点

- すべての陸上ベースのシステムに適用されます。
- 廃棄よりも再利用が望ましいとされています。
- バイオソリッド処理業者は、意図に沿った運用を求められます。

主要な留意事項

- 廃棄よりも再利用を優先させること。
- 意図は、サービス提供者にも及びます。

原則 2

判定基準 2.10 : 淡水の使用



根拠

- 淡水は、限られた資源です。
- 養殖事業者は、他の利用者と水を共有することがよくあります。

意図

- 養殖場は生産のための水使用を認識し、水源の重要な生態系サービスを維持するために、水を効率的に使用します。

原則 2

判定基準 2.10 : 淡水の使用



主要な変更点

- 使用する水資源の生態系のバイタルフローに基づいて、サイト特有の制限値を決定します。

主要な留意事項

- 井戸水の検査は法的に認められています。
- ASCは、環境への影響に対処する有意義な方法として、バイタルフローを提案しています。

原則 2

判定基準 2.11 : エネルギーの使用と温室効果ガス排出量



根拠

- エネルギー効率の向上、化石燃料への依存度の低減、フードシステムのカーボンフットプリントの削減は、気候変動に対処する上で最も重要です。
- 養殖産業は、他のタンパク質源と比較すると、気候への悪影響が少ない場合が多いですが、効率を改善し、排出量を削減することで、気候に悪影響を及ぼさない食生活を確保するために取り組むことができます。

意図

- ASCの養殖場は、エネルギー使用を最小限に抑え、GHG排出量を算出します。

原則 2

判定基準 2.11 : エネルギーの使用と温室効果ガス排出量



主要な変更点

- すべての種についてGHGの算出と報告が求められます。
- 保守的なエネルギー使用トリガー値を超えた場合、エネルギー効率管理計画(EEMP)が求められ、そのレベルはエネルギー効率の高い鶏肉生産のおける値に設定されます。
- 水産製品における比較を、より広範な食料システムまで引き上げます。

主要な留意事項

- 閾値は性能の限界値ではありません。

原則 2

判定基準 2.12：材料の使用、廃棄物及び汚染の管理



根拠

- 産業活動の結果、廃棄物が発生し、公害の原因となることがあります。
- しかし、廃棄物のリサイクルは、バリューチェーンに価値ある資源を還元することができます。

意図

- ASCの養殖場では、廃棄物処理よりもリサイクルを優先しますが、必要であれば責任を持って廃棄物の処理を行います。

原則 2

判定基準 2.12 : 材料の使用、廃棄物及び汚染の管理



主要な変更点

- 廃棄物管理計画が求められます。
- 紛失時の回収を可能にするため、主要な器具にタグを付けます(例:海洋ごみ)。
- 使い捨てプラスチックの使用を最小限に抑えます。

主要な留意事項

- プラスチック廃棄物は多くの地域で重要な問題とされており、養殖業にも関係しています。

原則 2

判定基準 2.13 : 飼料



根拠

- 飼料は、養殖産業が及ぼす環境負荷の主な要因です。
- 原料についてはASC飼料基準でカバーされています。飼料の使用についてはASC養殖場基準でカバーされています。

意図

- ASCの養殖場は、責任を持って生産された飼料を使用し、資源の効率的な使用のために給餌を効率的に管理します。

原則 2

判定基準 2.13 : 飼料



主要な変更点

- 飼料効率値(例えばFFDR)は現行の基準から変更されていません。
- GMの透明性は、すべての種のすべての飼料に適用されます。
- ウェットフィードやモイストペレットは禁止されています。

主要な留意事項

- 該当する種(例えば、アワビや二枚貝)には海藻の使用が認められています。

原則 2

判定基準 2.14 : 魚の健康と福祉



根拠

- 病気の発生を防ぐために魚の健康と福祉を最適化することは、水産養殖における世界的な優先事項です。
- 健康と福祉は補完関係にありますが、目的はほぼ同じです。

意図

- ASCの養殖場は、より優れた慣行と管理によって魚の健康を最適化しています。

原則 2

判定基準 2.14 : 魚の健康と福祉



主要な変更点

- すべての種において、サイト固有の魚の健康管理計画が必要です。
- 有効なワクチンが存在するすべての疾患に対して、ワクチンの接種が求められます。
- 獣医による監視が必要です。

主要な留意事項

- 魚の福祉については別の策定中のプロセスを通して、本判定基準に追加される予定です。

原則 2

判定基準 2.15 : 寄生虫コントロール



根拠

- 寄生虫の増加は、養殖種と野生種の両方に害を及ぼす可能性があります。
- 地域的な寄生虫の増加は養殖活動によって増幅される可能性があります、漸進的に制御することができます。

意図

- ASCの養殖場は、養殖場内での寄生虫負荷と、それがより広い環境に及ぼすリスクを最小限に抑えます。

原則 2

判定基準 2.15 : 寄生虫コントロール



主要な変更点

- 統合寄生虫管理計画 (IPMP) を実施します。
- 処理前に感受性試験を実施することを要求事項に加えました。
- 収穫時に最大残留限界値 (MRL) を遵守していることを要求事項に加えました。



ウミジラミに関する主要な変更点

- 影響を受けやすい時期及び *Lepeophtheirus salmonis* には引き続き焦点を当てますが、カナダ B のブリティッシュ・コロンビア州の養殖場における *Caligus* を公表する要求事項が新たに盛り込まれました。
- 標準化されたウミジラミのサンプリングプロトコルが求められます。
- 地域に関連したウミジラミの最大閾値と影響を受けやすい期間が設定されました。
- 最大閾値を超えた場合の結果と養殖場が行うべき措置が要求事項に明記されました。
- ウミジラミのレベルを閾値以下に維持できない場合、養殖場はASCに不適合となります。
- 養殖場は、閾値を超過したことをCABに通知する必要があります。
- もし一定の期間内(TBD)にウミジラミレベルを閾値以下にできない場合、養殖場は魚をASC認証済み製品として販売してはなりません。

原則 2

判定基準 2.16 : 抗生物質及びその他の動物用治療薬



根拠

- 抗生物質の使用は、人と動物の両方の医療において、耐性を増加させる懸念があります。
- 抗生物質はしばしば病気を治す唯一の手段です。

意図

- ASCの養殖場では、抗生物質及びその他の獣医学的治療薬を責任を持って使用し、耐性の増加を最小限に抑えるよう配慮しています。

原則 2

判定基準 2.16 : 抗生物質及びその他の動物用治療薬



主要な変更点

- ASCラベル付きのエビは、いかなる抗生物質も使用することができません(スタンディングポリシー)。
- 最高レベルの抗生物質の使用は可能ですが、抗生物質を使用した製品をラベル付きで販売することはできません。
- 経時的な抗生物質使用量の削減が求められます。

主要な留意事項

- 時に最高レベルの抗生物質は、認められる効果的な唯一の選択肢です。しかし、ASCラベルの付いた製品については、抗生物質を使用してはなりません。

原則 2

判定基準 2.17 : 孵化場及び中間サイト



根拠

- 生物はその全ライフサイクル(卵から最終製品まで)において影響を受ける可能性があります。
- ASCは、関連するすべての影響をカバーする総合的なプログラムであることを目指します。

意図

- ASC認証製品への影響は全ライフサイクルを通じて最小限にします。

原則 2

判定基準 2.17：孵化場及び中間サイト



主要な変更点

- 中間サイトと孵化場については、各ASC基準において一貫性がありませんでした。養殖場基準では、これらはサプライヤーとみなされます。
- 基準のサプライヤーに関する部分が適用され、ASC認証養殖場によって検証されます(デュー・デリジェンスアプローチ)。
- 必要に応じて、第三者監査員が現地で評価を実施することも可能です。

主要な留意事項

- この概念を基準の最終案に記載するためには、実行可能性に関する利害関係者からのフィードバックが必要です。
- その目的は、要求事項の一貫した適用、保証のニーズ、そしてコストについてのバランスを見つけることです。

原則 2

判定基準 2.18 : エリアベース管理



根拠

- 養殖場はしばしば共有資源に依存、あるいは影響を与え、地域における疾病の影響を受けます。
- より広い地域の管理は困難ですが、情報の共有はさらなる行動を可能にするための重要な原則です。

意図

- ASCの養殖場は、病気の発生について周辺養殖場と積極的に情報を共有します。

原則 2

判定基準 2.18 : エリアベース管理



主要な変更点

- 現行の種については大きな変更はありませんが、養殖場はより広範囲にわたる管理のために、病気の発生について近隣の養殖場とコミュニケーションを取ることが求められます。
- 二枚貝の養殖場については、水の濾過率の計算の変更はありません。

原則 3

UOCは社会に対して責任のある方法で事業を営む



具体的には？

水産養殖業界は、そのサプライヤーと加工業者を含めて、世界の何百万人もの人々に食料、仕事、収入を提供しています。この業界は、特に養殖場や加工施設での労働集約的な仕事が多いことが特徴で、ほとんどの人が経済発展途上国で雇用されています。

原則3の意図する成果は、ASC認証施設が以下を確保することで、社会的に責任ある方法で事業を営むことです：

- すべての性別が平等に扱われ、平等な機会が与えられていること
- 労働者の権利が尊重されること
- 労働者の労働・生活環境が適切であること
- 近隣のコミュニティや先住民との交流が建設的であること

原則 3

判定基準



	判定基準	問い合わせ先
3.1	権利の意識	Clare Stevens clare.stevens@asc-aqua.org
3.2	強制労働、債務労働、拘束労働及び人身売買	
3.3	児童労働	
3.4	差別	
3.5	健康と安全	
3.6	団体交渉と結社の自由	
3.7	透明性の高い契約	
3.8	賃金	
3.9	労働時間	
3.10	職場での行動への対応	
3.11	従業員の収容	
3.12	苦情処理メカニズム	
3.13	コミュニティへの貢献	

原則 3

判定基準 3.1: 権利の意識



根拠

- 判定基準3.1は、世界人権宣言(UDHR)に則って従業員や近隣のコミュニティのメンバーの権利が保護されるよう、さまざまな人権問題をカバーしています。

意図

- 養殖場は、すべての従業員の人権を擁護します。

原則 3

判定基準 3.1: 権利の意識



主要な変更点

- 人権意識に特に重点を置いた新たな判定基準を追加しました。
- 人権宣言の推進および関連の研修を盛り込んだ個別の人権方針 (SSCIに則った) が求められます。
- メディカルテスト (健康診断) に関する指標を追加しました。

主要な留意事項

- メディカルテストに関する指標 3.1.5 - 3.1.8: これらの指標は、これまで検討されていなかった場合、UoCにメディカルテストを実施する口実を与えることになりかねないでしょうか。
- 指標では採用に関わる機関について言及されていますが、採用の際にメディカルテストを実施する正当な理由があるでしょうか。

原則 3

判定基準 3.2: 強制労働、債務労働、拘束労働及び人身売買



根拠

- 養殖業を含む世界の多くの産業や地域において、強制労働や人身売買は根強い問題です。
- この判定基準では、強制労働や債務労働を禁止し、これらの慣行が発見された場合には、効果的な是正を要求します。

意図

- 養殖場は、強制労働、債務労働、人身売買を防止し、これらに関与したり支援したりすることはありません。そのような問題が発見された場合、養殖場は効果的な是正措置を実施します。

原則 3

判定基準 3.2 : 強制労働、債務労働、拘束労働及び人身売買



主要な変更点

- 是正措置の要求事項を追加しました。
- 強制労働のリスクを最小化するために、リスク管理フレームワークの適用を養殖場に指示する指標を追加しました。

主要な留意事項

- 迅速な対応の必要性と是正の複雑さとのバランスを考慮した是正期間を含める事。

原則 3

判定基準 3.3: 児童労働



根拠

- 児童や若年労働者の雇用と搾取は、水産養殖業を含む多くの産業で世界的に発生しています。
- この判定基準では、児童労働の防止、若年労働者のための安全な環境、児童労働の事例が見つかった場合の効果的な是正に焦点を当てています。

意図

- 養殖場は児童労働の防止を確保します。児童労働が発見された場合、養殖場は効果的な是正措置を実施します。

原則 3

判定基準 3.3: 児童労働



主要な変更点

- 問題が見つかった場合の是正措置を追加しました。
- 児童労働のリスクを最小化するためにリスク管理フレームワークの適用を養殖場に指示する指標を追加しました。

主要な留意事項

- 迅速な行動の必要性和改善の複雑さとのバランスを考慮した是正期間を含めること。
- 13歳以上の児童と軽作業のガイドラインに関するILOの内容を含めることにより、児童労働を助長していると受け取られるリスク。基準では13歳以上の児童に軽作業を行うことを認めています。

原則 3

判定基準 3.4: 差別



根拠

- 差別は、世界的に広く存在する問題です。
- 職場における差別をなくすことは、ASC基準の主な優先事項の一つです。

意図

- 養殖場は、すべての従業員と求職者の平等な扱いと機会均等を保証します。

原則 3

判定基準 3.4: 差別



主要な変更点

- メディカルテスト(健康診断)に関する要求事項は、「3.1 権利の意識」に移動しました。

主要な留意事項

- 差別は複雑な問題です。積極的差別(いわゆるaffirmative action)の問題や関連の要求事項をASC養殖場基準に含めるべきかを検討しています。

原則 3

判定基準 3.5 – 健康と安全



根拠

- 労働者がその職場で保護されるべきであるという基本的な権利と原則は、世界的に合意されています。
- ASCは、ASC認証の養殖場が従業員やスタッフに健康で安全かつ安心できる職場を確実に提供できるよう取り組みます。

意図

- 養殖場は、安全で健康的な職場と職場環境を提供します。

原則 3

判定基準 3.5 – 健康と安全



主要な変更点

- いくつかの新しい指標を追加しました。
- 養殖場が健康と安全に関わる徹底したリスク管理を実施できるように、リスク管理フレームワークに関する新たな指標を追加しました。

主要な留意事項

- 指標3.5.8 養殖場が労働者に保険を提供するという要求事項については、すべての状況において実現可能とは限らない。この点をどう管理するかについては検討中です。

原則 3

判定基準 3.6: 団体交渉と結社の自由



論理的根拠

- 結社の自由と団体交渉の権利は、ILO「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」の中核をなす原則です。
- これらの権利は、賃金交渉や労働条件などの労働者と雇用者の間の紛争の解決策を得るための、よりバランスのとれた力関係を提供するものです。

意図

- 養殖場は、従業員が団体交渉に参加することと結社の自由の権利を有することを認め、可能にします。

原則 3

判定基準 3.7 – 透明性の高い契約



根拠

- 雇用契約は、雇用の重要な側面を扱う契約条件で構成されており、明確さ、信頼、保証、保護を提供するものです。
- この判定基準は、従業員が雇用条件を明確に理解している保証を確保します。
- また、透明性と説明責任にも貢献します。

意図

- 養殖場は、従業員が理解しやすい方法で契約を交わします。

原則 3

判定基準 3.7 – 透明性の高い契約



主要な変更点

- 家族契約と偽装見習いの指標を分離させ、これらが認められないことを明確にしました。
- 労働のみの請負契約、下請け契約、在宅勤務は特定の状況下でのみ許可されることを明確にしました。
- 移住前に従業員が雇用条件を受け取り、理解し、同意していることを確認するための文言を追加しました。

主要な留意事項

- 指標3.7.1の実行可能性と容認性については検討中です。
- この基準は、労働のみの請負契約と下請け契約の使用を制限していますが、ASCはこうした労働が適切と考えられる状況を把握しようとしています。

原則 3

判定基準 3.8: 賃金



根拠

- すべての労働者は、透明性のある方法で設定され、企業の管理によって保護された、努力に対する適切な報酬を受ける権利があります。
- 低賃金は、貧困の拡大、所得分配の悪化、社会的コストの増加につながります。
- 養殖場は、貧困の削減に貢献するために、透明性のある方法で従業員に十分な賃金を支払わなければなりません。

意図

- 養殖場は、従業員と協議の上、法律で定められた最低賃金以上、それが定められていない場合は基本的ニーズを満たす賃金を従業員に支払います。

原則 3

判定基準 3.8:賃金



主要な変更点

- ASCは、生活賃金の指標を策定するために、より広範で業界横断的な議論に取り組んでいます。これは、当初の水産養殖対話で示された意図に沿ったものです。生活賃金は、将来的にASC養殖場基準の一部になることが想定されています。

主要な留意事項

- ASCは、生活賃金の指標を策定するために、より広範で業界横断的な議論に取り組んでいます。これは、当初の水産養殖対話で示された意図に沿ったものです。生活賃金は、将来的にASC養殖場基準の一部になることが想定されています。

原則 3

判定基準 3.9: 労働時間



根拠

- 労働時間規制は人権として宣言されています。
- 過剰な労働時間は、多くの産業や地域において、依然として蔓延しています。
- ASC基準は、労働時間、日・週単位の休息时间、年次休暇を規定し、労働者の心身の健康を守りながら、より高い生産性を促進する役割を果たしています。

意図

- 養殖場は、従業員を過度な労働時間から守ります。

原則 3

判定基準 3.9:労働時間



主要な変更点

- 若年労働者及び軽作業に従事する児童の労働時間に関する新しい指標を加えました。
- 労働者の年齢ごとのセクションを加えました。
- 休憩時間、休息時間、年次休暇に関する詳細を追加しました。

主要な留意事項

- 若年労働者及び軽作業に従事する児童の労働時間に関する指標の追加。これらはILOに則したのですが、このように明確化することはASCとしては新しいアプローチです。
- 特定の状況下で時間外労働の常態化が許容されるかどうかについての理解を深める必要があります。

原則3

判定基準 3.10: 職場での行動への対応



根拠

- パフォーマンスに関する問題を解決するための優れた手順を実施することは、効果的な職場環境の実現に寄与します。
- 建設的なパフォーマンス管理は、責任ある人的資源管理のベストプラクティスの重要な部分です。

意図

- 養殖場は、労働者の尊厳と健康を尊重する方法で、会社の規則違反に対応します。

主要な変更点

- タイトルを「懲戒」から「職場での行動への対応」に変更しました。
- 必ずしも懲戒を伴う必要のないパフォーマンス管理について、より肯定的アプローチを反映させました。

原則 3

判定基準 3.11: 従業員の収容



根拠

- 国連の世界人権宣言では、すべての人が、自分自身とその家族の健康と福祉のために十分な生活水準(住居を含む)を得る権利を有することが認められています。
- 水産養殖の職場は遠隔地にあったり、従業員がシフト間で通勤できないことが多くあります。

意図

- 従業員のための宿泊施設は、安全、適正で、衛生的です。

原則 3

判定基準 3.11: 従業員の収容



主要な変更点

- この判定基準には、重要な変更はありません。

主要な留意事項

- 衛生設備についての、より明確な定義が必要でしょうか。
- 何が含まれるべきでしょうか。

原則 3

判定基準 3.12: 苦情処理メカニズム



根拠

- 苦情や紛争は、雇用関係において避けられないものです。これに対処しない場合、士気の低下や生産性の低下を招き、深刻な場合には労働者の権利侵害を継続させることになりかねません。
- 労働者の苦情処理メカニズムは、労働者と雇用者の双方が職場の問題に対処できるシステムを提供します。

意図

- 養殖場は、紛争を防ぐために対話を促進し、苦情が発生した場合には、それを解決できる、労働者が利用しやすい苦情処理メカニズムを提供します。

主要な変更点

- 判定基準を簡素化するため、苦情処理メカニズムのステップは付属資料に移動させました。

原則 3

判定基準 3.13: コミュニティへの貢献



根拠

- 水産養殖事業は、多くの場合、それらが拠点とする(多くの場合、遠隔地の)コミュニティ(地域社会)の経済的根幹を支えています。
- 養殖場の活動や利害の対立は、影響を受けるコミュニティとの緊張につながる可能性があります。
- 企業には、先住民や部族民を含む地域コミュニティの人々に、所有者、サプライヤー、請負業者、従業員として事業に参加してもらう機会を提供することができます。

意図

- 養殖場は、関係するコミュニティへの影響を認識し、悪影響を最小限に抑えるために努力し、建設的な方法で関わります。

原則 3

判定基準 3.13: コミュニティへの貢献



主要な変更点

- コミュニティに関する判定基準と先住民、部族民に関する判定基準を統合し、重複を最小限に抑えました。
- コミュニティに悪影響を及ぼすリスクを低減するために、リスク管理フレームワークを実施する指標を新たに追加しました。

主要な留意事項

- ASCは、厳格な指標及びFPIC(先住民の権利を守る原則)をまだ基準に盛り込んでいませんが、リスク管理フレームワークには、その一部が盛り込まれる予定です。

付属資料



1	・ 魚種のパフォーマンスレベル	Katherine Dolmage	判定基準担当者
2	・ データの記録と提出	Jill Swasey	
3	・ リスク管理フレームワーク	Clare Stevens	
4	・ 労働条件に関する要求事項	Clare Stevens	
5	・ 略語と定義のリスト	All	
6	・ 土壌の浸透性	Renee Hamel	
7	・ 銅のサンプリング方法	Javier Unibazo	

付属資料 2 データの記録と提出



根拠

- 透明性はASCの信頼性の鍵。
- 影響モニタリング、基準策定、リスクベースの監査、研究の推進に不可欠なものです。

意図

- 報告の質、範囲および標準化の改善。

付属資料 2 データの記録と提出



内容

- ASCに報告すべき、養殖場のパフォーマンス及び透明性のデータについての要求事項。
- データのカテゴリー、報告の頻度、報告のメカニズム。

特徴

- データは、(i) 養殖場のサイトにより、または (ii) UoCがWebportal Chainpointを通じて提出します。
- メタデータをパフォーマンスデータに加えることで、コンテキストを提供し、処理に利用できるようにします。
- 標準化されたデータ提出は、テンプレート、ポータル、デジタルデータプッシュ(いずれもデータの収集と提出を容易にすることに重点を置いています)によって実現されます。



概念

- ASCはリスク管理フレームワーク(RMF)の開発に取り組んでおり、リスクベースのアプローチによる要求事項の実施をサポートするために必要な、明確で一貫したプロセスを養殖場に提供する予定です。

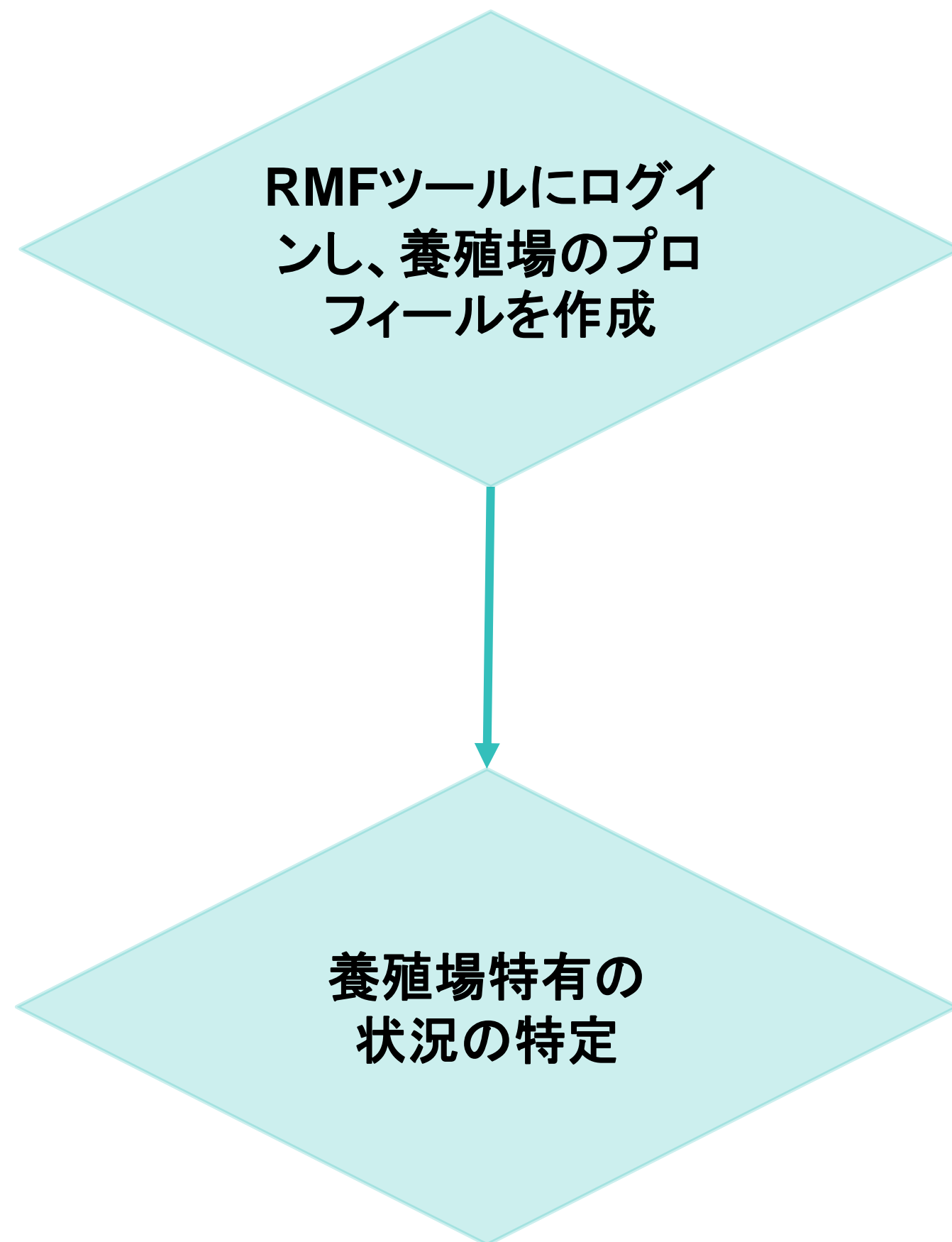
範囲

- コミュニティへの影響
- 環境への影響
- 労働者の健康と安全
- 児童労働及び強制労働

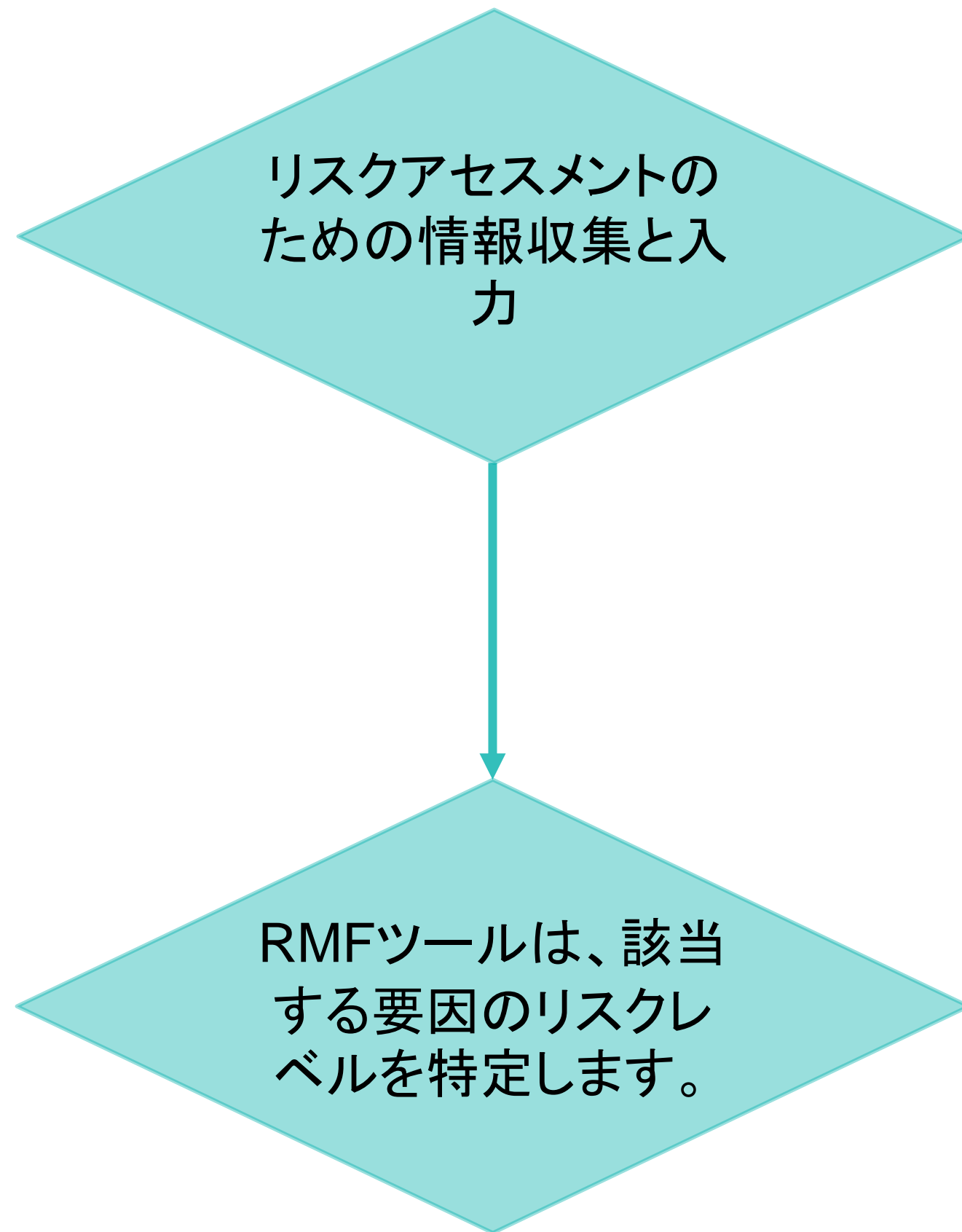


適用可能な判定基準

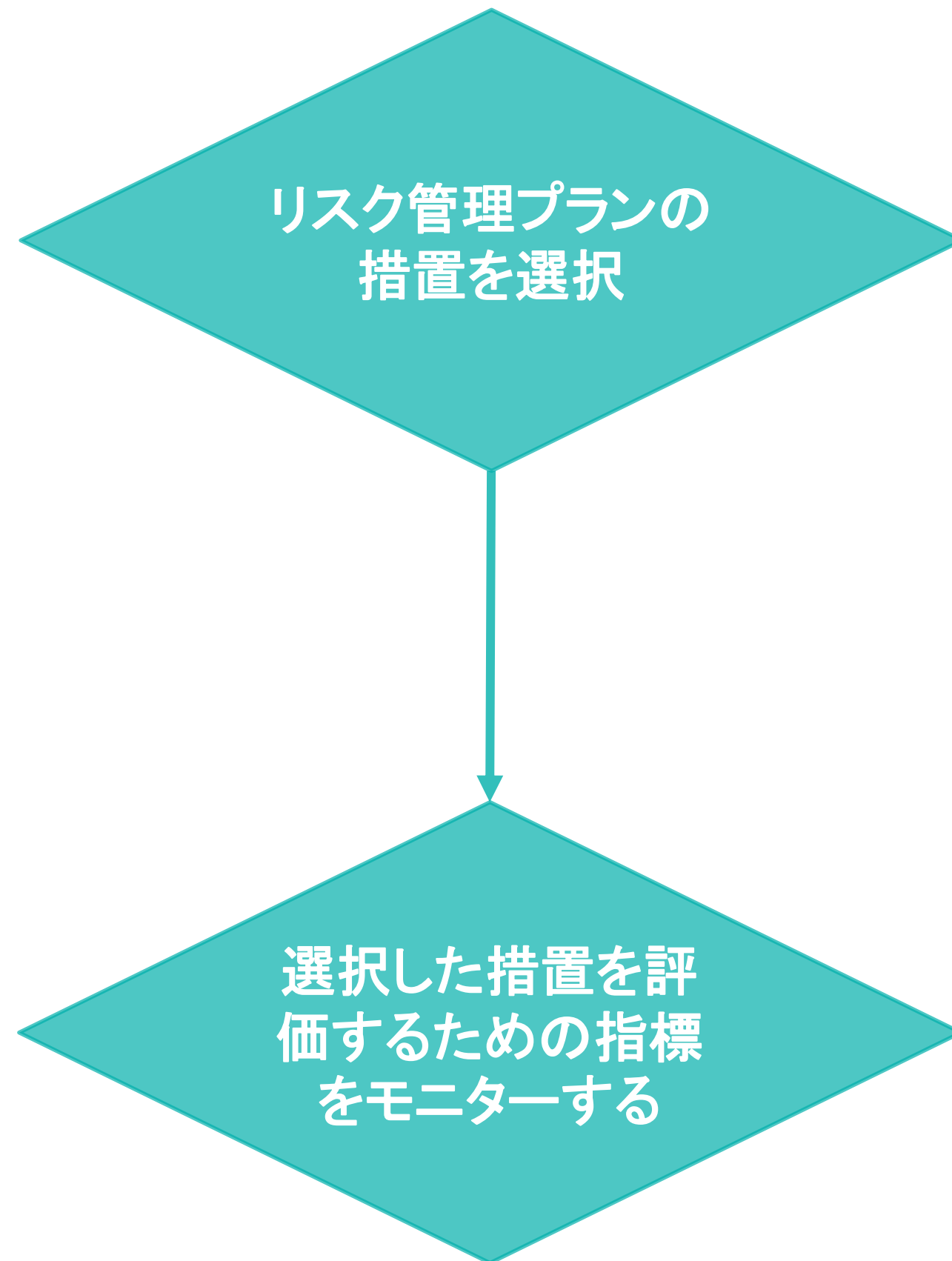
- 判定基準 2.2 – 生態学的に重要な生息地
- 判定基準 2.3 – UoCは野生動物との関わりを最小限に抑える
- 判定基準 2.4 – UoCは新しい外来種の養殖を避ける
- 判定基準 2.5 – エスケープ(脱走)
- 判定基準 2.8 – 塩化
- 判定基準 2.10 – 淡水の使用
- 判定基準 3.2 – 強制労働、債務労働、拘束労働及び人身売買
- 判定基準 3.3 – 児童労働
- 判定基準 3.5 – 健康と安全
- 判定基準 3.13 – コミュニティへの貢献



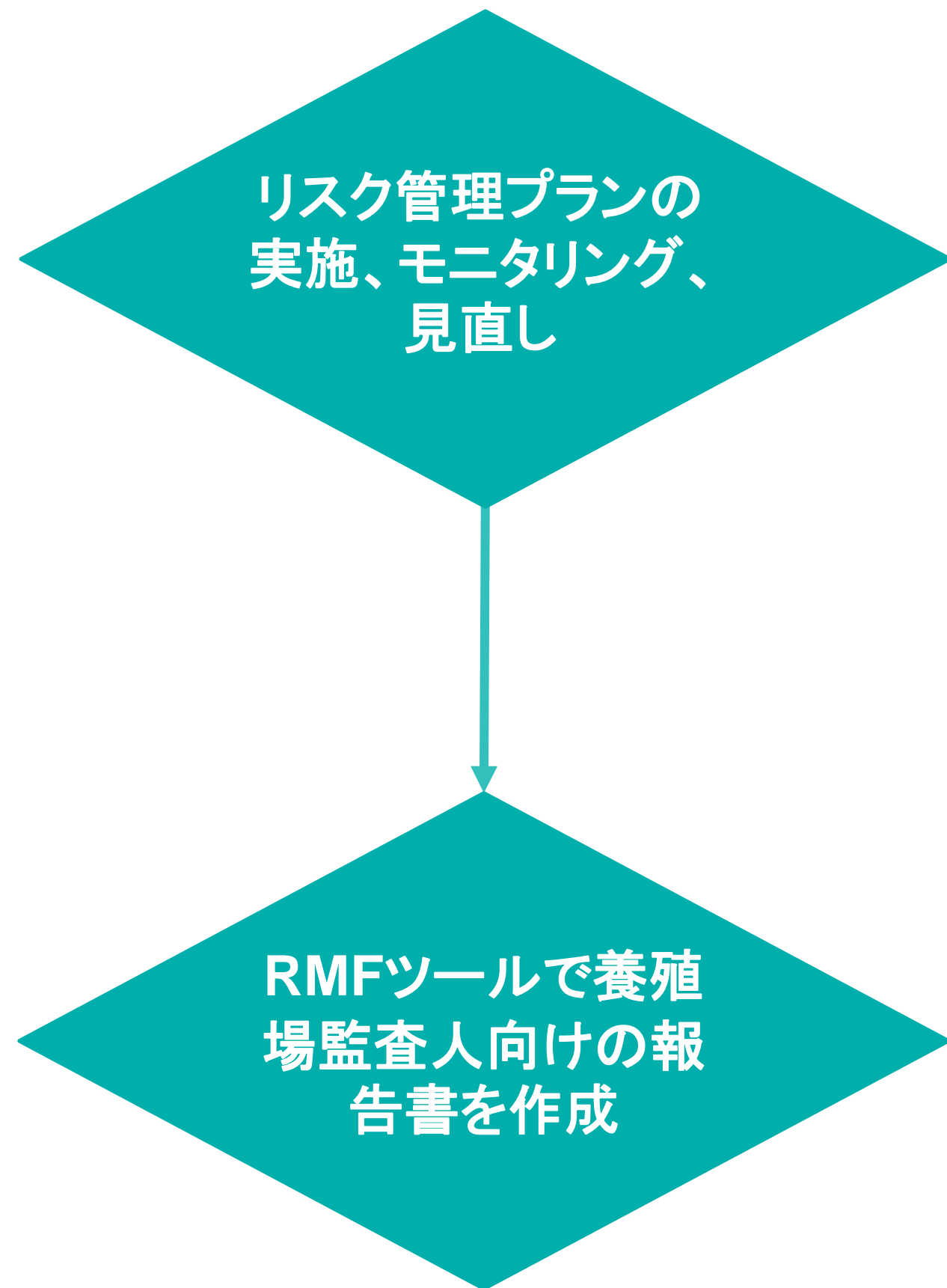
- リスク管理は、評価を通じて主要な分野のリスクを特定するプロセスです。
- RMF（リスク管理フレームワーク）は、養殖場固有のリスクに対する認識を高める適応性の高いアプローチを提供します。
- このツールは、ソフトウェアアプリからアクセスでき、明確なガイダンスを通じて、容易に作成できます。
- 養殖場は、社会的及び環境的リスクに関する具体的な状況を特定します。



- このフレームワークは、養殖場が自らの事業に関して、より多くの情報を得た上で意思決定を行うのに役立つ情報を提供します。
- 養殖場は、ツールを操作して、あらかじめ指定されたリスク要因から、自分たちの業務や立地に関連するリスクを特定し、評価を通じて証拠を提供します。
- 養殖場は養殖場のプロフィールに関する情報を追加し、社会的及び環境的影響に対する主要な貢献度を特定します。
- ツールは情報を評価し、該当する各リスク要因のリスクレベルを算出します。



- 養殖場は、特定されたリスクレベルに基づき、中・高リスクを低減するための措置を策定します。
- これらの措置はリスク管理プランの一部となります。
- これには、選択した措置の効果を評価するための指標の策定が求められます。



- RMFアプローチのアウトプットについては、リスク管理プランの実施とともに、リスク軽減の効果のモニタリング計画が必要となります。
- 審査機関は、監査目的のために報告書を入手することができます。
- RMF のすべての側面は、本基準の評価、計画、および実施に関する指標において取り上げられています。



ありがとうございました

